

特別小規模貸付のご案内

小規模零細企業の資金調達を支援します

1 融資対象者

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の中小企業者及び組合であり、かつ、この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以内の方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方

全国統一制度である小口零細企業保証制度を利用する企業を対象としています

⇒ 平成19年10月1日以降導入された責任共有制度における責任共有対象外資金です。

2 融資条件

融資限度額	2,000万円（保証協会保証付き融資残高を含む）
融資利率	年1.20%（固定利率）
融資期間	7年以内（うち据置6か月以内）
資金用途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。